

<案>

令和7年度富山県広報紙「県広報とやま」広告掲載業務に係る契約書

富山県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、「県広報とやま」への広告の掲載について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、富山県企業広告等掲載業務実施要綱（以下「要綱」という。）の規定に反しない限りにおいて、「県広報とやま」の紙面の一部に乙が広告を掲載することを認めるものとする。

（掲載枠）

第2条 広告を掲載する枠（以下、「掲載枠」という。）は、縦約10cm、横約12.5cmを1枠とし、乙は、各回ごと、2枠に掲載するものとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、この契約の締結の日から令和8年3月31日までとする。

（契約金額）

第4条 契約金額は、金〇,〇〇〇,〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額金〇〇〇,〇〇〇円）とする。

（契約金の納付）

第5条 乙は、第4条に定める契約金額を、令和7年9月30日までに甲の発行する納入通知書により納付するものとする。

2 甲は、乙が前項の納付期限までに契約金を納付しない場合は、当該未納付額につき前項に規定する納付期限の日の翌日から納付の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として請求するものとする。

（権利義務譲渡の禁止）

第6条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、業務の実施を自ら行うものとし、再委託を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

（契約保証金）

【契約保証金を納付させる場合】

第8条 契約保証金は、金〇〇円とする。

2 乙が契約保証金を納付した場合において、甲は、乙がこの契約に定める義務をすべて履行したときは、乙の請求により、遅滞なく契約保証金を還付するものとする。

3 乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金は、乙に帰属するものとする。

【契約保証金を免除する場合】

第8条 契約保証金は、免除する。

（広告の付記事項）

第9条 乙は、広告を掲載するに当たっては、当該広告が企業等のものであることを明らかにするため、掲載枠にその旨を付記するとともに、必要に応じ、広告の内容に関する責任の所在その他の必要な事項を記載するものとする。

（広告原稿の提出及び修正の指示等）

第 10 条 乙は、掲載しようとする広告の電子データ等を甲が別に指定する日までに提出するものとする。

2 前項の電子データ等の作成費用その他の広告を掲載するに当たって必要な費用は、乙が負担するものとする。

3 甲は、乙に対し、第 1 項の規定により提出された広告の内容等の修正等を指示することができる。

4 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の指示があったときは、これに従わなければならない。

(乙の債務等)

第 11 条 乙は、掲載する広告の内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容に係る財産権等について権利義務の関係の処理が完了していることを保証するものとする。

2 乙は、掲載した広告の内容について、一切の責任を負うものとする。

3 広告の掲載に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

(乙の催告による解除権)

第 12 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(2) 履行期間内に委託業務を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第 13 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 乙が第 6 条に違反してこの契約から生ずる権利又は義務を譲渡したとき。

(2) 乙が委託業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 乙が委託業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 委託業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 乙が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

(7) 乙がこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

ク 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。

ケ 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

コ 乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第14条 第12条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（損害賠償請求及び違約金）

第15条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合において甲に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) 第12条又は第13条の規定によりこの契約が解除された場合

(3) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨にしたがった履行をしない場合又は債務の履行が不能である場合。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、甲は、前項の損害賠償のほか、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第12条又は第13条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の債務について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当するとみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

（賠償の予約）

第16条 乙は、この契約に関して、第13条第8号クからコまでのいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第13条第8号ク又はケに該当する場合であって、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するときその他甲が特に認めるとき。

(2) 第13条第8号コに該当する場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、委託業務が完了した後においても適用する。

3 前2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
(損害のために生じた経費の負担)

第17条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。
(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
(個人情報の保護)

第19条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
(協議)

第20条 この契約について疑義が生じた事項又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。ただし、契約書を電磁的記録で作成した場合にあっては、この契約書の電磁的記録を作成し、両者電子署名を施したうえ、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和7年〇月〇日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県知事 新田 八郎

乙 ○○○○
○○○○株式会社
○○○○長 ○○ ○○

別記

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、この契約による事務（以下「委託事務」という。）を処理するために個人情報等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報（特定個人情報を除く。以下同じ。）、法第2条第5項に規定する仮名加工情報、法第2条第6項に規定する匿名加工情報、法第73条第3項に規定する削除情報等、法第109条第4項に規定する削除情報及び法第116条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 取得の制限

乙は、委託事務を処理するために個人情報等を取得するときは、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 個人情報等に関する秘密の保持

乙は、委託事務を処理する上で知り得た個人情報等に関する秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第4 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第5 安全確保の措置

乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第6 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 乙は、委託事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第7 再委託

- 1 乙は、個人情報等を取り扱う業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に再委託する場合、事前に甲の記録に残る方法による承認を得るとともに、本特記事項に定める、甲が乙に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 3 1、2の内容は、承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。

第8 従事者への周知及び監督

- 1 乙は、委託事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該委託事務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第9 複写又は複製の禁止

乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

第10 資料等の返還及び廃棄

- 1 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が自ら作成し、若しくは取得した個人情報等が記録された資料等（前記1の規定により甲に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第11 取扱状況の報告及び調査

甲は、必要があると認めるときは、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の取扱状況を乙に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

第12 指示

甲は、乙が委託事務を処理するために取り扱っている個人情報等について、その取扱いが不適正と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙はその指示に従わなければならない。

第13 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第14 損害のために生じた経費の負担

委託事務の処理に関し、個人情報等の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由

による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

第15 名称等の公表

甲は、乙がこの契約に違反し、個人情報等の不適正な取扱いを行った場合において、事前に乙から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、乙の名称、所在地及びその個人情報等の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。
- (3) 第5の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報等を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報等の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報等の不適正な取扱いの態様、個人情報等の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。